

韓国知的財産庁 (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 KR. I
国内書面（様式No. 57）	附属書 KR. II
出願審査請求書（様式No. 22）	附属書 KR. III
委 任 状	附属書 KR. IV
検査の請求書（様式No. 58）	附属書 KR. V
補正書又は説明書の翻訳文の提出（様式No. 13）	附属書 KR. VI

略語のリスト

国内官庁：	韓国知的財産庁
PL：	大韓民国特許法
ER：	大韓民国特許法施行規則
UML：	大韓民国実用新案法

指定（又は選択）官庁 KR	韓国知的財産庁 国内段階に入るための要件の概要	概要 KR
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	認めない	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	韓国語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：願書 ² 、明細書・請求の範囲（補正された場合には、出願人の選択により、最初に提出したもの又は補正されたもの、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：願書 ² 、明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない ³	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	認める	
国内手数料 ¹	通貨：ウォン（KRW） 特許： 出願手数料： －出願の翻訳文を電子形式で提出した場合… KRW 46,000 －出願の翻訳文を紙形式で提出した場合… KRW 66,000 及び20枚を超える各用紙につき ⁴ …… KRW 1,000 審査請求手数料… KRW 143,000 及び各請求の範囲につき… KRW 44,000 第1年度から3年度までの年金、各年… KRW 15,000 及び各請求の範囲につき… KRW 13,000	

[次頁に続く]

- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 国内段階へ移行するときに様式No. 57を使用していれば、願書の翻訳文は提出しなくてもよい（附属書KR-II参照）。
- 2019年5月20日以降、出願人が国内段階の早期移行、すなわち国際公開前の移行を希望する場合、韓国知的財産庁はその指定又は選択官庁としての権能に基づき、国際出願及びその他の関係書類の写しを国際事務局から直接入手する。
- この手数料は明細書、図面（ある場合）及び要約の用紙の合計数に適用される。

KR	韓国知的財産庁 (続き)	KR
国内手数料 ⁵ (続き)	実用新案： 出願手数料： ー出願の翻訳文を電子形式で提出した場合… KRW 20,000 ー出願の翻訳文を紙形式で提出した場合… KRW 30,000 及び20枚を超える各用紙につき ⁶ …… KRW 1,000 審査請求手数料… KRW 71,000 及び各請求の範囲につき… KRW 19,000 第1年度から3年度までの年金，各年… KRW 12,000 及び各請求の範囲につき… KRW 4,000	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	出願人が自然人かつ発明者である場合，出願手数料，審査請求手数料，第1年度から3年度までの年金及び範囲確認審判手数料は70%減額される。ただし出願人の年間出願件数が20件を超える場合，出願手数料の減額は30%のみとなる。 審査請求手数料は，韓国知的所有権庁が国際調査報告書又は国際予備審査報告書を作成している場合には70%減額される。	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及びあて名 ^{7,8} 出願人が大韓民国に居住していない場合には，代理人の選任 ⁹ 該当すれば，電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	登録弁理士又は法定代理人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認めない	

5 脚注1を参照。

6 脚注4を参照。

7 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知の日から2か月以上の指定期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

8 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

9 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了から2か月以内に選任しなければならない。

国内段階の手続

- PL Sec. 203 **KR. 01 国内段階へ移行するための様式**
国内官庁は、国内段階へ移行するための特別な提出様式を用意しており（様式No. 57, 附属書KR. II 参照）、この様式を使用することが強く推奨される。この様式を使用する場合、P C T規則49.1(a)(i)に基づき願書を翻訳する必要はない。P C T第19条に基づき国際段階において又はP C T第34条に基づき国際予備審査において補正された場合には、当該補正の韓国語による翻訳文を提出するために様式No. 13（附属書KR. VI参照）を使用することが望ましい。様式No. 57及び13は、韓国知的財産庁のウェブサイト、<http://www.kipo.go.kr> から入手することもできる。
- PL Sec. 201(3) **KR. 02 翻訳文（補充）**
P C T第22条又は第39条(1)に基づく期間の経過前であれば、既に審査請求（KR.06参照）している場合を除き、国際出願の修正翻訳文を提出することができる。出願の補正時に翻訳文の誤りを補充することができる（KR.10参照）。
- PL Sec. 79(1)
82(1) **KR. 03 手数料（支払方法）**
概要及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書KR. I に概説されている。
- PL Sec. 5(1) **KR. 04 委任状**
委任状を提出して代理人を選任しなければならない。委任状が韓国語以外の言語のときは韓国語による翻訳文が要求される。見本は附属書KR. IV（英語による翻訳文）に示されている。
- ER Sec. 113 **KR. 05 優先権書類**
韓国知的財産庁長官又は知的財産裁判所長官は、審査又は裁判に必要であれば、指定期間内に優先権書類の韓国語翻訳文を提出するよう出願人に求めることができる。優先権書類と国際出願の本文が同一である場合には、翻訳文に代えてその旨の説明書を提出することができる。
- PL Sec. 60
210 **KR. 06 審査請求**
特許権は出願人又は第三者によって請求される特許性についての審査の後にのみ付与される。審査は、書面により韓国語で、様式 No. 22（附属書KR. IIIに掲載されている）により請求しなければならない。
- PL Sec. 59(2) **KR. 07 審査請求の期間**
審査請求は国際出願日から3年以内に行わなければならない（ただし、実用新案についてはKR.13参照）。当該請求は国内段階へ移行するためのすべての要件（概要参照）を満たしている場合に限り請求をすることができる。審査請求がP C T第22条又は第39条(1)に基づく期間を経過する前に行われた場合、当該請求は国内官庁により国内段階の早期開始の請求とみなされる（国内段階3.004項を参照）。
- PL Sec. 82 **KR. 08 審査請求手数料**
審査請求は審査請求手数料が支払われてはじめて有効となる。審査請求手数料の額は附属書KR. I に示されている。
- PL Sec. 79(1) **KR. 09 年金**
審査の後、特許付与の前に、第1年度から第3年度の年金を支払わなければならない。当該年金は特許付与の決定を受領した後、3か月以内に全額を同時に支払わなければならない。第4年度以降の各年の年金は、最初の支払日に応ずる各年の日前に支払わなければならない。最初の支払日に応ずる各年の日から6か月が経過する前は、18%の遅延支払のための割増料を伴い支払うことができる。年金の額は附属書KR. I に示されている。支払は様式 No. 25の提出により行わなければならない。当該様式は国内官庁より入手することができる。

PCT Art. 28 41 PL Sec. 47(1) 208	<p>KR. 10 出願の補正及びその時期</p> <p>出願人は、審査官が特許付与決定の認証謄本を発行する前であれば、出願に添付された明細書又は図面を補正することができる。ただし、補正が次の段落のいずれかに該当する場合、出願人は次の期間内に補正することができる。</p> <p>(i) 出願人が、最初に拒絶理由通知（拒絶理由通知後の補正によって生じた拒絶理由に関する、拒絶理由通知を除く）を受領した場合、又は(ii)に該当しない拒絶理由通知を受領した場合：適用される期間は、その拒絶理由通知に対する意見書の提出期間である。</p> <p>(ii) 出願人が、拒絶理由通知後の補正によって生じた拒絶理由通知（審査官が職権による再審査で特許付与決定の取消通知を行った場合には、審査官が当該通知を行う前に行った拒絶理由通知を除く）を受領した場合：適用される期間は、その拒絶理由通知に対する意見書の提出期間である。</p> <p>(iii) 出願人が特許拒絶の決定に対して第67条の2の規定に基づき再審査を請求する場合：再審査の請求時</p> <p>ただし、(i)の記載内容に関わらず、手数料が支払われ、出願の翻訳文が提出され（韓国語による国際特許出願の場合を除く）、更に基準時となる日（優先日から31か月又は審査請求日後のいずれか先に到来する日）が経過するまで、国際特許出願について補正することができない（PCT第19条(1)及び第34条(2)(b)に基づく補正を除く）。</p>
PCT Art. 25 PCT Rule 51 PL Sec. 214 UML Sec. 40	<p>KR. 11 PCT第25条の規定に基づく検査</p> <p>関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。国内官庁による検査の申出は、PCT第25条(1)でいう拒否、宣言又は認定を出願人に通知した日から2か月以内に、附属書KR.Vに示す様式 No. 58で行うべきである。</p>
PCT Art. 24(2) 48(2)	<p>KR. 12 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容</p> <p>国内官庁は、国内段階における期間を遵守しなかった場合の許容を認めない。</p>
UML Sec. 17	<p>KR. 13 実用新案</p> <p>国内段階における要件は、実用新案のための手数料を支払わなければならないことを除き基本的に特許に関する要件と同様である（附属書KR.I第2頁参照）。国際出願日から3年以内に審査請求を行わなければならない。</p>
PCT Art. 7(2)(ii) UML Sec. 36	<p>KR. 14 KR.13に定める場合に該当し、国際出願が図面を含んでいない場合、出願人はPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に図面を提出しなければならない。出願人が当該期間までに図面を提出しない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に図面を提出するよう出願人に求める。</p>
ULM Sec. 10 37	<p>KR. 15 出願変更</p> <p>概要に記載した特許出願についての国内段階移行の要件を出願人が満たした後に、国際特許出願を実用新案出願に出願変更することができる。変更は附属書KR.Iに示す変更手数料を支払うことを条件とし、拒絶決定の認証謄本を（最初に）受領した日から30日以内に請求することができる。</p>
PL Sec. 53 209	<p>KR. 16 概要に記載した実用新案出願についての国内段階移行の要件を出願人が満たした後に、実用新案についての国際出願を特許出願に出願変更することができる。変更は附属書KR.Iに示す変更手数料を支払うことを条件とし、拒絶決定の認証謄本を受領した日から30日以内に請求することができる。</p>

手 数 料

(通貨：ウォン)

特 許

国内手数料：

－出願の翻訳文を電子形式で提出した場合	46,000
－出願の翻訳文を紙形式で提出した場合	66,000
更に20枚 ¹ を超える各用紙につき	1,000

優先権主張手数料：

－電子形式で優先権主張する場合	各優先権主張につき	18,000
－紙形式で優先権主張する場合	各優先権主張につき	20,000

審査請求手数料	143,000
更に各特許請求の範囲につき	44,000

特許出願から実用新案出願への変更手数料 実用新案の国内手数料と同額

年 金

－第1年から第3年目（同時に一回で支払わなければならない）、各年につき	15,000
更に各請求の範囲につき	13,000
－第4年から第6年目 ² 、各年につき	40,000
更に各請求の範囲につき	22,000
－第7年から第9年目 ² 、各年につき	100,000
更に各請求の範囲につき	38,000
－第10年から第12年目 ² 、各年につき	240,000
更に各請求の範囲につき	55,000
－第13年から第25年目 ² 、各年につき	360,000
更に各請求の範囲につき	55,000

実用新案

国内手数料：

－出願の翻訳文を電子形式で提出した場合	20,000
－出願の翻訳文を紙形式で提出した場合	30,000
更に20枚 ¹ を超える各用紙につき	1,000

優先権主張手数料：

－電子形式で優先権主張する場合	各主張につき	18,000
－紙形式で優先権主張する場合	各主張につき	20,000

審査請求手数料	71,000
更に各請求の範囲につき	19,000

実用新案出願から特許出願への変更手数料 特許の国内手数料と同額

年 金

－第1年から第3年目（同時に一回で支払わなければならない）、各年につき	12,000
更に各請求の範囲につき	4,000
－第4年から第6年目 ² 、各年につき	25,000
更に各請求の範囲につき	9,000
－第7年から第9年目 ² 、各年につき	60,000
更に各請求の範囲につき	14,000
－第10年から第12年目 ² 、各年につき	160,000
更に各請求の範囲につき	20,000
－第13年から第15年目 ² 、各年につき	240,000
更に各請求の範囲につき	20,000

1 この手数料は明細書、図面（ある場合）及び要約の用紙の合計数に適用される。

2 これらの手数料は一括払又は分納とすることができる。

手数料の支払方法³

手数料は国内段階移行時に各支払人に付与された口座番号の1つ宛に行うことができる。

³ 詳細については次を参照されたい。 <https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=92004&>

様式（附属書KR. II－VI）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 KR. II 国内書面（様式 No. 57）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_kr.pdf

附属書 KR. III 出願審査請求書（様式 No. 22）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_kr.pdf

附属書 KR. IV 委任状

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_kr.pdf

附属書 KR. V 検査の請求書（様式 No. 58）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_kr.pdf

附属書 KR. VI 補正書又は説明書の翻訳文の提出（様式 No. 13）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_VI_kr.pdf